

資 料 提 供
滋賀労働局発表 令和8年10月6日

担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室 室 長 大橋 幸男 室長補佐 岩永 祐喜 (直通) 077-522-6654
--------	---

報道関係者 各位

滋賀県最低賃金違反 16 事業場を是正指導

～監督対象 284 事業場のうち 5.6%で違反を確認～

滋賀労働局(局長 田代 良文)は、令和8年1月から3月までの間に管内の労働基準監督署(大津・彦根・東近江)が実施した、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の結果を取りまとめました。

監督した 284 事業場のうち 16 事業場(5.6%)で最低賃金法違反が認められ、46 人の労働者に対し滋賀県最低賃金(当時の時間額 1,080 円)を下回る賃金が支払われていたことが判明したため、是正指導を行いました。

なお、滋賀県最低賃金は、令和8年 10 月3日から時間額 1,136 円に改正されており、改正後の最低賃金の履行確保と周知徹底を図るため、監督指導や相談対応を引き続き実施していきます。

【令和8年1月から3月までの間に実施した最低賃金主眼監督の実施状況】

- (1) 監督指導の実施事業場： 284 事業場
- (2) 最低賃金法違反※の状況
- ① 違反事業場数： 16 事業場 (5.6%)
- ② 業種別違反状況
- ・ 製 造 業： 82 事業場 中 3 事業場 (3.7%)
 - ・ 商 業： 77 事業場 中 8 事業場 (10.4%)
 - ・ 社会福祉施設： 66 事業場 中 4 事業場 (6.1%)
 - ・ その他の事業： 59 事業場 中 1 事業場 (1.7%)
- ③ 最低賃金未満の労働者： 46 人
- 以下は内訳(重複あり)
- ・ 女 性 労 働 者： 39 人 (84.8%)
 - ・ パート・アルバイト： 38 人 (82.6%)
 - ・ 65 歳 以 上： 9 人 (19.6%)

※ 最低賃金法第4条違反(滋賀県最低賃金未満の賃金額を約定・支払いしていたもの。)

【最低賃金額】

滋賀県最低賃金		1,136 円/時間	令和 8 年 10 月 3 日 発効
特定（産業別）最低賃金	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	1,099 円/時間	令和 7 年 12 月 28 日 発効
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,114 円/時間	
	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105 円/時間	
	自動車・同附属品製造業	1,115 円/時間	

特定（産業別）最低賃金は令和 8 年 10 月 3 日以降、改正されるまでは滋賀県最低賃金が適用されます。

【労働条件に関する相談窓口】

相談の区分	窓口	連絡先	備考
行政機関に相談したい	総合労働相談コーナー	大津総合労働相談コーナー：077-501-3976 彦根総合労働相談コーナー：0749-44-8013 東近江総合労働相談コーナー：0748-41-3363 滋賀労働局総合労働相談コーナー： 077-523-1190（マタハラ・セクハラ） 077-522-6648（その他）	総合労働相談コーナーは労働基準監督署や労働局の中に設置しています
夜間・休日に相談したい	労働条件相談ほっとライン	0120-811-610	月～金 17:00～22:00 土・日・祝 9:00～21:00 （12/29～1/3 除く）

【賃金（最低賃金）引上げの支援策】

相談の区分	窓口	連絡先
最低賃金の引上げにはどのように対応すればいいのか相談したい	滋賀働き方改革推進支援センター	0120-100-227 大津市梅林 1-3-25 大津駅前第一森田ビル 6 階
助成金などの支援制度、賃金引上げの企業事例や賃金水準などを知りたい	厚生労働省サイト 「賃金引き上げ特設ページ」	（事例紹介） https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/

【資料】

別紙 令和 8 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

令和 8 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

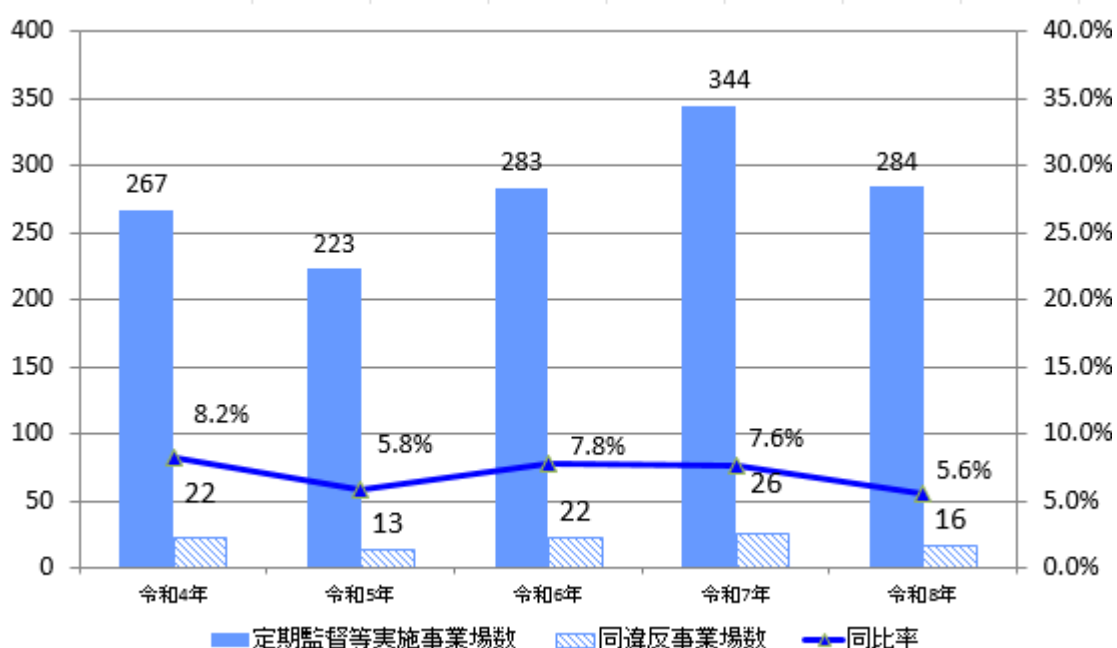
- 管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、令和 8 年 1 月から 3 月までの間に、滋賀県最低賃金が適用される 284 事業場に対して、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したところ、16 事業場で最低賃金法違反（※）が認められた（違反率 5.6%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

※ 滋賀県最低賃金額に満たない賃金額を約定・支払い、最低賃金法第 4 条第 1 項に違反したもの。以下同じ。

表 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

監督実施年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
適用最低賃金額（前年改定額）	896 円	927 円	967 円	1,017 円	1,080 円
定期監督等実施事業場数	267	223	283	344	284
同違反事業場数	22	13	22	26	16
同比率	8.2%	5.8%	7.8%	7.6%	5.6%

図 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況



- 業種別の監督実施事業場数と最低賃金法違反の状況を見ると、違反事業場数が最も多かったのは商業で 77 事業場中 8 事業場（違反率 10.4%）であり、次いで社会福祉施設が 66 事業場中 4 事業場（同 6.1%）、製造業が 82 事業場中 3 事業場（同 3.7%）、その他の事業が 59 事業場中 1 事業場（同 1.7%）であった。

表 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況

業種	監督指導実施事業場数	同違反事業場数	同違反率
製造業	82	3	3.7%
商業（小売業など）	77	8	10.4%
社会福祉施設	66	4	6.1%
その他の事業	59	1	1.7%

2 最低賃金法違反の状況

- 本監督指導で認められた最低賃金未満の労働者は 46 人であった。その内訳（※重複あり）は、①女性労働者が 39 人（84.8%）、②パート・アルバイトが 38 人（82.6%）、③65 歳以上の労働者が 9 人（19.6%）であった。

表 3 最低賃金未満の労働者の内訳

区分	人数	割合
女性労働者	39 人	84.8%
パート・アルバイト	38 人	82.6%
65 歳以上	9 人	19.6%
合計	※46 人	